

# 〔 参 考 〕

「ゼロ予算事業」に関する取り組み  
決算状況一覧表  
用語の説明

## 「ゼロ予算事業」に関する取り組み（平成23年度）

本区では、既存の人材や施設などを活用し、特段の予算措置を行わず、職員の新たな発想や創意工夫により区民サービスの向上を図る取り組み（ゼロ予算事業）を行っています。

<ゼロ予算事業とは（台東区における定義）>

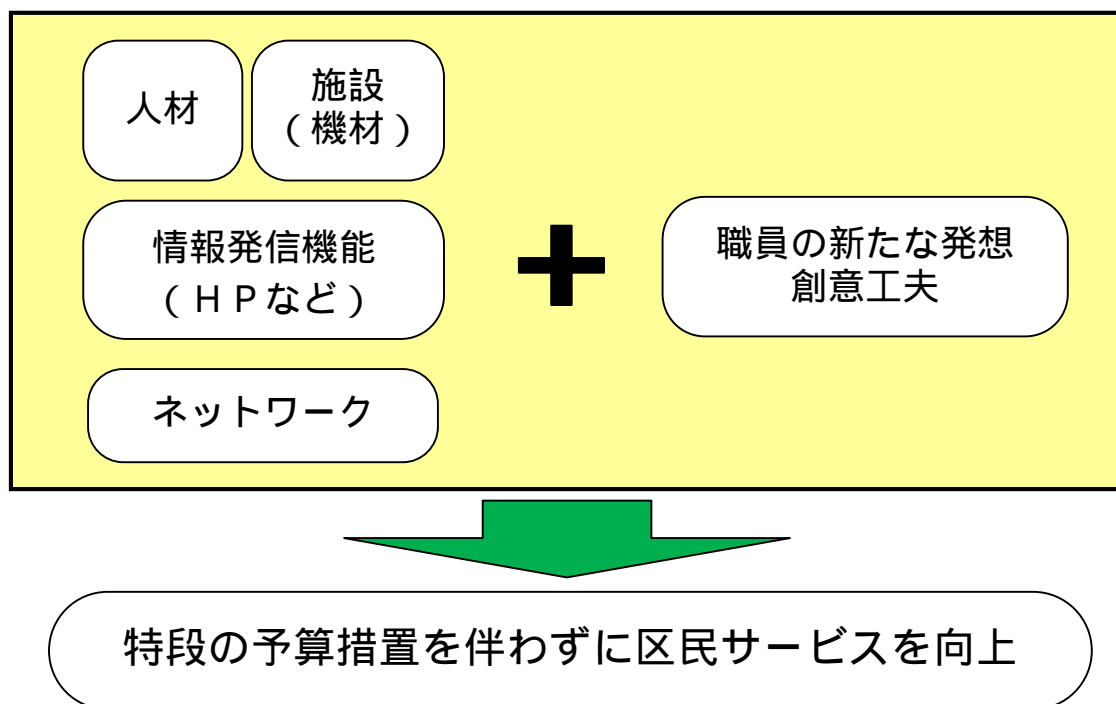
既存の人材・施設（機材）、情報発信機能、町会や関係団体などのネットワークを活用し、特段の予算措置を行わず、職員の新たな発想や創意工夫により区民サービスの向上を図る取り組み

### 【補足説明】

区民や区内事業者、来街者などを対象として行う事業とし、内部管理的事務については対象外とする。

職員の創意工夫等により実施する事業とし、各所管課における本来業務（通常業務）は対象外とする。

現在いる職員や施設などを活用することで、別途、新たな予算措置を伴わない事業とする。



次頁以降に各課における取り組みを掲載しています。ご参照ください。

## 「ゼロ予算事業」一覧（平成23年度）

【分類】 既存の人材を活用、 既存の施設（機材）を活用、 情報発信機能を活用、 ネットワークを活用、 その他

	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
1	日曜開庁・水曜窓口延長	<p>毎月第3日曜日に窓口を開庁（9時～17時）。 6課（区民課、税務課、収納課、戸籍住民サービス課、子育て支援課、国民健康保険課）の窓口で実施。</p> <p>毎週水曜日に窓口を延長（19時まで）。 10課（区民課、税務課、収納課、戸籍住民サービス課、子育て支援課、国民健康保険課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、児童保育課）の窓口と3区民事務所で実施</p>	区民課、税務課、収納課、戸籍住民サービス課、子育て支援課、国民健康保険課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、児童保育課	
2	たいとう安全・安心かわら版	犯罪被害に遭わないよう、登録団体（町会）の協力のもと、犯罪情報等をFAXにて速やかに通知し、町会掲示板への貼付を実施。	生活安全推進課	
3	「こんにちはタイム」 「夕焼けタイム」	<p>防災無線を活用し、下校時に地域の見守りを呼びかける放送を行うことにより、区民の子どもに関する意識啓発及び通学路等の安全確保を実施。 また、地域の治安を良好に保ち、安全で安心なまちづくりを進めていくために、安全・安心全般に関する呼びかけを実施。</p> <p>「こんにちはタイム」…毎週（水）午後1時放送 「夕焼けタイム」…（月）～（金） 3月～10月 午後5時放送 11月～2月 午後4時30分放送</p>	生活安全推進課	

【分類】 既存の人材を活用、 既存の施設（機材）を活用、 情報発信機能を活用、 ネットワークを活用、 その他

	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
4	青色回転灯付パトロール車の夜間貸出	地域の犯罪抑止を図るため、自主防犯団体の行う防犯パトロールに対して、「子どもの安全」巡回パトロール事業で使用する青色回転灯付パトロール車を、本業務時間外に貸出。	生活安全推進課	
5	消費生活に関する出前講座	消費生活に関して、区民の方の関心やご要望をお聞きし、それに沿った形で消費生活相談員が出向き講座を実施。	くらしの相談課	
6	くらしに役立つ講座	区民に対する消費者教育の一環として講座を実施。	くらしの相談課	
7	特別対策事業 （休日窓口開庁）	6月以降の最終土曜日または日曜日いずれかの日に、税や保険料の納付窓口を設置（9時～17時）。	収納課、国民健康保険課	
8	台東区友好都市「うまいもの市」	上野観光連盟主催のうえの桜まつりの一環で、友好都市からの地場産品の物販ブースを開設し、友好都市のPRを実施。 参加都市：諏訪市、日光市、南会津町、会津美里町、豊後大野市 開催日時：平成24年3月30日（金）～4月1日（日） 午前11時～午後6時	交流促進課	
9	台東区製造業ガイド	区内企業（製造業）の情報を台東区のホームページで紹介（平成14年4月～）。 区内企業からの申請を受け、職員が登録・更新作業を実施	産業振興課	

【分類】 既存の人材を活用、 既存の施設（機材）を活用、 情報発信機能を活用、 ネットワークを活用、 その他

	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
10	観光写真の提供	「観光写真」のポジフィルム貸出	観光課	
11	他自治体・事業者等との連携事業	隅田川ルネサンス（東京都） 隅田川サミット（東京新聞） 平成中村座（松竹株式会社） その他、VJ（ビジット・ジャパン・キャンペーン）事業への協力	観光課	
12	たいとう撮影協力隊	ロケ撮影への協力 登録団体：商店街・町会等 計12団体	観光課	
13	台東区介護サービス事業者（所）求人情報提供事業	台東区の公式ホームページと介護サービス事業者（所）のホームページとを連携し、求人情報の提供を行うことにより、本区の事業者の人材確保及び事業者就業希望者への支援を実施。	介護保険課	
14	国民健康保険加入者に対する保養施設の斡旋	国民健康保険加入者に、一般料金より安く利用できるよう、関東近県の宿泊施設と契約。	国民健康保険課	
15	環境メールマガジン配信	環境清掃部関連の情報を毎月中旬ごろ配信。環境関連イベントや、環境案内人（エコガイド）などを通じて購読希望者を募集。 対象端末はパソコン、スマートフォン。	環境課	
16	緑の募金活動	5月を緑の募金月間として、町会や区民、区役所職員に募金を働きかけるほか、緑の募金交付金の申請手続等を実施。	環境課	

【分類】 既存の人材を活用、 既存の施設（機材）を活用、 情報発信機能を活用、 ネットワークを活用、 その他

	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
17	環境ふれあい館まつり	環境ふれあい館ひまわりで行っている活動のPRと地球にやさしい暮らしの実践や環境保全への意識の啓発を図るため、6月の環境月間に「環境ふれあい館まつり」を開催。 平成23年度は、精華公園のピオトープ探検ツアーやきっずインタープリターのこどもたちによるエコアクション48！など体験学習を中心に、30のプログラムを実施。各催しで発行するエコポイントは、模擬店や記念品の交換で利用。	環境課	
18	使用済みインクカートリッジ回収箱設置	区施設4箇所ので入り口付近に回収箱を設置し、使用済みインクカートリッジの回収を促進。	清掃リサイクル課	
19	フリーマーケット開催の後援	区内の公園で開催されるフリーマーケットの後援として、区立公園の占有許可の代行や広報誌による出店者募集などの周知を実施（開催回数12回）。	清掃リサイクル課	
20	ひと声収集	高齢または身体に障害があるなどの理由で、ごみを集積所まで出すことが困難な方の自宅玄関前まで清掃職員がうかがい、ごみを収集。ごみが出ていない日が続いたり、新聞受けに新聞がたまっていたりする場合等に、関係者及び福祉関係機関に連絡。	台東清掃事務所	
21	クリーンローラー作成	清掃職員が月に2回、集積所のごみ収集を終えた後の時間を利用し、上野駅周辺及び浅草駅周辺の歩道などに捨てられたポイ捨てごみの自主清掃を実施。	台東清掃事務所	

【分類】 既存の人材を活用、 既存の施設（機材）を活用、 情報発信機能を活用、 ネットワークを活用、 その他

	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
22	ボランティア活動に伴うごみの収集	学校の生徒有志による道路清掃や、町内会主催の盆踊りなどの地域的なボランティア（無償奉仕）活動により一時的に大量のごみを排出する場合、ボランティアシールを交付し、処理手数料を免除の上ごみを収集。	台東清掃事務所	
23	七夕飾り用の竹配付（隅田公園におけるイベント協力）	区立小学校に七夕飾り用として、隅田公園の竹を配付。	公園課	
24	隅田公園のアジサイ周知用チラシの作成	隅田公園のアジサイ周知のため、チラシを自主作成し窓口で配布。	公園課	
25	教育相談に関する土曜相談・水曜日相談時間延長	毎月第2、4土曜日に来所相談及び電話相談を実施。 （来所相談：9時30分～17時30分） （電話相談：9時30分～16時30分）  毎週水曜日に相談時間を延長。（18時30分まで）	教育支援館	
26	情報室の土曜開室	毎月第1、3土曜日に情報室を開室。（9時～17時）	教育支援館	
27	土曜議会	毎年第1回定例会本会議（代表質問）を土曜日に開催	区議会事務局	

（57）

# 決算状況一覽表

国 調 人 口 面 積 人 口 密 度 人 口 集 中 地 区 人 口 人					
22年	175,928 人	10.08 km <sup>2</sup>	17,453 人	175,928 人	24.4.1 183,226 人
17年	165,186 人	10.08 km <sup>2</sup>	16,388 人	165,186 人	23.4.1 181,691 人

区 分	平 成 23 年 度	平 成 22 年 度	増 減 率	区 分	平 成 23 年 度	平 成 22 年 度
	千円	千円	%		千円	千円
歳 入 総 額 A	91,408,190	90,259,596	1.3	基 準 財 政 需 要 額	44,467,484	43,479,421
歳 出 総 額 B	87,973,331	87,171,023	0.9	基 準 財 政 収 入 額	19,283,389	19,223,155
歳入歳出差引額 (A) - (B) C	3,434,859	3,088,573	11.2	標 準 財 政 規 模	49,782,623	50,789,874
翌年度に繰り越すべき財源 D	18,000	255,809	93.0	臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	2,024,509	4,009,601
実 質 収 支 (C) - (D) E	3,416,859	2,832,764	20.6	財 政 力 指 数	0.44	0.43
単 年 度 収 支 F	584,095	1,392,148		実 質 収 支 比 率	6.9 % (7.2 %)	5.6 % (6.1 %)
積 立 金 G	51,434	50,439	2.0	経 常 収 支 比 率	87.6 % (87.6 %)	87.6 % (87.6 %)
繰上償還金 H	0	0	0.0	地 方 債 現 在 高	19,147,819	22,434,963
積立金取崩し額 I	0	257,585	皆減	債 務 負 担 行 為 額	4,841,446	1,662,981
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) J	635,529	1,599,294				

平成23年度決算に基づく健全化判断比率 ( ) 書きは、早期健全化基準					
区 分	平 成 23 年 度	平 成 22 年 度	区 分	平 成 23 年 度	平 成 22 年 度
実 質 赤 字 比 率	% ( 11.25 % )	% ( 11.25 % )	実 質 公 債 費 比 率	3.7 % ( 25.0 % )	4.7 % ( 25.0 % )
連 結 実 質 赤 字 比 率	% ( 16.25 % )	% ( 16.25 % )	将 来 負 担 比 率	% ( 350.0 % )	% ( 350.0 % )

職 員 数 等 の 状 況							積 立 金 の 状 況	区 分	財 政 調 整 基 金	減 債 基 金	そ の 他 特 定 目 的 基 金	合 計				
区 分	24.4.1			23.4.1									千円	千円	千円	千円
	職 員 数	一 人 当 り 平 均 給 料 月 額	新 規 採 用 職 員 数	職 員 数	一 人 当 り 平 均 給 料 月 額	千円										
普 通 会 計	一 般 職 員	1,509	311,906	61	1,510	314,067							22年度未現在高	9,624,348	4,540,709	17,581,771
	う ち 技 能 労 務	120	316,672	0	126	318,371										
	教 育 公 務 員	61	328,952	8	60	337,789										
	臨 時 職 員	0	0	0	0	0										
	小 計	1,570	312,569	69	1,570	314,974										
そ の 他 の 会 計	93	285,495	4	93	281,190	23年度未現在高	9,675,782	4,570,303	16,537,010	30,783,095						
合 計	1,663	311,055	73	1,663	313,085											

(注1) 「実質収支比率」の分母は、臨時財政対策債発行可能額を含む。( )書きは、臨時財政対策債発行可能額を分母に含めない場合の数値である。

(注2) 「経常収支比率」の分母は、22年度・23年度ともに経常一般財源等歳入合計、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計である。

( )書きは、減収補填債特例分及び臨時財政対策債を分母に含めない場合の数値である。



歳 入				性 質 別 歳 出						
区 分	決 算 額	構 成 比	増 減 率	区 分	決 算 額	構 成 比	増 減 率	一 般 財 源 等	経 常 一 般 財 源	経 常 収 支 比 率
	千円	%	%		千円	%	%	千円	千円	%
特 別 区 税	17,854,490	19.5	1.3	人 件 費	16,106,194	18.3	1.6	15,117,278	14,700,336	29.8
地 方 譲 与 税	368,207	0.4	2.0	うち職員給	10,554,092	12.0	2.3	9,847,507	9,843,250	19.9
利 子 割 交 付 金	213,800	0.2	5.5	うち退職金	1,361,669	1.5	11.5	1,361,669	955,809	1.9
配 当 割 交 付 金	95,422	0.1	11.7	扶 助 費	31,407,694	35.7	5.6	7,785,895	7,777,413	15.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,332	0.0	19.2	公 債 費	3,782,514	4.3	9.1	3,681,799	3,681,799	7.5
地 方 消 費 税 交 付 金	3,538,399	3.9	1.7	元 利 償 還 金	3,782,514	4.3	9.1	3,681,799	3,681,799	7.5
コ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0	0.0	一 時 借 入 金 利 子	0	0.0	0.0	0	0	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	184,516	0.2	14.0	義 務 的 経 費 計	51,296,402	58.3	3.1	26,584,972	26,159,548	53.0
地 方 特 例 交 付 金 等	303,809	0.3	20.7	物 件 費	12,006,316	13.6	4.0	9,841,596	8,572,559	17.4
財 政 調 整 交 付 金	28,224,694	30.9	5.4	維 持 補 修 費	759,294	0.9	9.1	720,981	720,981	1.5
普通交付金	25,184,095	27.6	3.8	補 助 費 等	5,561,376	6.3	4.2	5,115,034	3,744,031	7.6
特別交付金	3,040,599	3.3	20.0	積 立 金	431,267	0.5	69.7	262,209		
交 通 安 全 対 策 特 例 交 付 金	30,028	0.0	1.0	投 資 ・ 出 資 金	0	0.0	0.0	0		
一 般 財 源 計	50,834,697	55.6	3.5	貸 付 金	3,814,840	4.3	3.8	1,242	1,242	0.0
分 担 金 ・ 負 担 金	510,488	0.6	1.0	繰 出 金	8,470,965	9.6	18.6	7,834,793	4,034,966	8.2
使 用 料	2,491,514	2.7	0.5	繰 上 充 用 金	0	0.0	0.0	0	0	0.0
手 数 料	603,740	0.7	1.4	そ の 他 経 費 計	31,044,058	35.3	5.4	23,775,855	17,073,779	34.6
国 庫 支 出 金	20,446,883	22.4	11.5	普 通 建 設 事 業 費	5,611,391	6.4	22.0	2,754,112		
都 支 出 金	6,071,844	6.6	1.5	補 助 事 業 費	1,755,043	2.0	71.9	243,652		
財 産 収 入	584,375	0.6	40.9	単 独 事 業 費	3,856,348	4.4	7.7	2,510,460		
寄 附 金	82,513	0.1	2.4	うち人件費	276,675	0.3	11.2	256,092		
繰 入 金	1,922,107	2.1	34.0	災 害 復 旧 事 業 費	21,480	0.0	皆 増	16,261		
繰 越 金	3,088,573	3.4	31.4	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0.0	0		
諸 収 入	4,763,056	5.2	0.3	投 資 的 経 費 計	5,632,871	6.4	22.5	2,770,373		
地 方 債	8,400	0.0	皆 増							
特 定 財 源 計	40,573,493	44.4	1.4							
合 計	91,408,190	100.0	1.3	合 計	87,973,331	100.0	0.9	53,131,200		

目 的 別 歳 出				特 別 区 税			
区 分	決 算 額	構 成 比	増 減 率	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)
	千円	%	%		千円	%	
議 会 費	729,512	0.8	28.2	特 別 区 民 税	14,802,267	82.9	1.4
総 務 費	8,775,846	10.0	2.4	軽 自 動 車 税	53,396	0.3	1.2
民 生 費	46,458,619	52.8	1.3	特 別 区 た ば こ 税	2,996,597	16.8	0.7
衛 生 費	7,457,341	8.5	0.6	鉱 産 税	0	0.0	0.0
労 働 費	246,023	0.3	16.7	入 湯 税	2,230	0.0	11.1
農 林 水 産 業 費	0	0.0	0.0	法 定 外 普 通 税	0	0.0	0.0
商 工 費	7,723,668	8.8	27.9	合 計	17,854,490	100.0	1.3
土 木 費	4,588,794	5.2	5.3	<b>特 別 区 民 税 徴 収 率</b>			
消 防 費	860,179	1.0	24.5	現 年 課 税 分 (%)			
教 育 費	7,329,189	8.3	1.1	滞 納 繰 越 分 (%)			
災 害 復 旧 費	21,480	0.0	皆 増	合 計 (%)			
公 債 費	3,782,680	4.3	9.1	94.0	25.6	86.9	
諸 支 出 金	0	0.0	0.0	<b>公 営 事 業 ・ 公 営 企 業 会 計</b>			
合 計	87,973,331	100.0	0.9	53,131,200	100.0		

区 分	決 算 額 (千円)	増 減 率 (%)	普 通 会 計 繰 入 繰 出 額
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	歳入 23,329,580	5.3	3,336,111
	歳出 21,631,278	6.7	
老 人 保 健 医 療 事 業 会 計	歳入	皆 減	
	歳出	皆 減	
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	歳入 2,581,396	0.9	451,953
	歳出 2,478,764	8.2	314,766
介 護 保 険 事 業 ( 保 険 事 業 )	歳入 12,083,976	4.0	1,914,835
	歳出 11,996,452	4.2	27,560
介 護 保 険 事 業 ( 介 護 サ ー ビ ス )	歳入	皆 減	
	歳出	皆 減	
公 営 企 業 会 計 ( 介 護 サ ー ビ ス )	歳入 1,365,734	23.3	1,364,296
	歳出 1,365,734	23.3	0
公 営 企 業 会 計 ( 駐 車 場 )	歳入 386,970	10.5	0
	歳出 386,970	10.5	173,559

(注)「公営事業・公営企業会計」欄の「普通会計繰入繰出額」の単位は「千円」である。

## 【用語の説明】

### 一般会計と特別会計

一般会計は、特別会計以外の一般的な収支を経理するもので、税収入を主な財源に、自治体の基本的かつ主要な活動に必要な経費を計上した会計である。

特別会計は、特定の事業・資金などについて特別の必要がある場合に、一般会計から区分してその収支を別個に経理する会計をいう。

### 普通会計

各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる統計上、観念上の合計であり、総務省の定める基準をもって、各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。

対象となる会計は、一般会計を中心として、公営企業会計、準公営企業会計及び収益事業会計を除く特別会計で、会計間の重複等を控除した純計を算出する。

台東区の場合、平成11年度までは老人保健施設会計が普通会計に含まれていたが、平成12年度に介護保険関連の経費と共に普通会計から除かれたため、現在は一般会計、病院施設会計及び用地会計により普通会計を構成している。

### 一般財源と特定財源

財源の用途が制約されるかどうかによる区分である。

一般財源は、用途が制約されず、どのような経費にも使用することができ、特定財源は、用途が特定されている財源である。

一般財源の範囲については、明確な規定はない。

普通会計上、特別区の場合には、特別区税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、特別区交付金、交通安全対策特別交付金を、一般財源としている。

### 義務的経費と投資的経費

歳出経費の性質による分類、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費の合計をいい、この経費は、法令の規定あるいはその性質上支出が義務づけられているため、任意に削減できない。

財政構造の弾力性を判断する指標のひとつとして、歳出総額に占める義務的経費の割合や、一般財源総額に占める義務的経費に充当された財源の割合をみる場合がある。

これらの割合が高くなるほど、他の経費に充てる財源がなくなるために、財政構造が硬直化し、弾力性を失うことになる。

投資的経費は、普通建設事業費と災害復旧事業費等の合計をさすもので、その支出効果が長期間にわたるため、資本形成に役立つ。

## 經常一般財源

毎年度經常的に収入される財源のうち、用途を特定されないものをいう。

歳入総額または一般財源総額に対して經常一般財源の占める割合が大きいほど、その団体の収入の安定性と財政上の自立性が高いと言える。

## 經常的経費と臨時的経費

毎年度継続的、恒常的に支出される経費を經常的経費という。

これに対して、突発的、一時的、不規則的に支出される経費を臨時的経費という。

一般的には、人件費、物件費、扶助費、公債費、補助費等を經常的経費とし、それ以外の経費を臨時的経費という。

## 基金

基金は、特定の目的のために財産を維持し、または積み立て、あるいは定額の資金を運用するために、条例により設けられている。

基金のうち、大幅な税の増収があった場合などに積み立てを行い、財源が不足する場合などに取崩すことによって年度間の財源を調整し、長期的視点から、財政の健全な運営を図ることを目的として設置された基金を「財政調整基金」という。

## 減税補てん債

個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を埋めるために発行される地方債をいう。

減収補てん債が地方財政法第5条に定める事業（適債事業）に充当するのに対して、減税補てん債はそれ以外の経費にも充当できるとされている。

## 標準財政規模

地方自治体の標準的な財政規模を歳入面からみた指標で、国庫支出金や地方債など建設事業費等に充当する財源を除いた、一般財源の標準的な規模を示したもの。

## 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除したもの。地方公共団体の財政力を判断する指標。この指数が大きいほど財源に余裕があるとされている。

## 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいう。

実質収支比率 = 実質収支額 / (標準財政規模 + 臨時財政対策債発行可能額) × 100

実質収支に示される数値は、当該地方公共団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントであるが、数値が大きいほど財政運営が良好であるとはいえない。

財政運営上、どの程度の実質収支が適度であるかは、各地方公共団体の財政規模等により異なるが、経験的には概ね実質収支比率で3～5パーセントといわれている。

## 公債費比率

標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えた額に対する公債費充当一般財源の割合である。

この数値が大きいほど、財政の硬直化が進んでいることになる。

## 経常収支比率

経常一般財源に対する、経常的経費に充当された一般財源の割合。

人件費、扶助費、公債費など容易に縮減することが困難な経常的経費に、地方税や普通交付金を中心とする経常一般財源がどのくらい使われているかを見ることにより、財政構造の弾力性を測定しようとするもので、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標である。この数値が大きいほど、新たな施策に対応する余裕がなく、財政の弾力性が失われていることになる。経常収支比率の適正水準は、一般に70～80%といわれている。

## 都区財政調整制度

### ・基本的な仕組み

特別区の区域が大都市として、一体的に発展してきた歴史的な沿革などから、都区制度改革後も都と区で市の事務を分担する必要があり、また特別区相互間の税源の偏在を調整して行政水準の均衡を図る必要がある。

このために、都が課税する税から一定の部分を一定のルールに基づいて、23区各区に必要な額の交付金を配分する制度。

### ・平成12年度改正の新しい都区財政調整制度

特別区が基礎的な自治体として位置付けられたことを踏まえ、財政運営の自主性・自立性を高める観点から改正を行った。

この新しい財政調整制度では、総額補てん主義・納付金制度が廃止され、都区間配分を中期的安定的なものとし、清掃事業移管による「清掃費」の新設などにより、区側への配分割合が44%から52%になった。

### ・都区財政調整にかかる主要5課題

平成12年度の都区制度改革の実施にあたり、「役割分担を踏まえた財源配分のあり方」をはじめとして、5つの課題(=「主要5課題」)が積み残された。この課題については、最終的に18年度の都区協議会において、三位一体改革の影響に対する配分割合の変更の対応などをすることで合意に至った。

この合意を踏まえ、19年度財調協議において、区側への配分割合が52%から55%に変更された。